

ガスの小売供給契約及び需要家代理契約に当たり注意すべき事項例

令和元年9月30日

ガス小売事業者各位

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室

1. 本事務連絡の位置付け

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項の小売供給に係る契約及び需要家代理モデル（※1）における需要家と代理事業者の代理契約（以下「需要家代理契約」という。）については、消費者契約法（平成12年法律第61号）が適用される可能性がある。

本資料は、消費者庁が公開する消費者契約法の逐条解説（※2）を踏まえて経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室が整理した、ガスの小売供給契約及び需要家代理契約に当たり消費者契約法関係で注意すべき事項例である。

関係各位においては、消費者トラブルを防止するために、消費者に対して不当な勧誘行為がなされたり、不当な契約条項を用いられたりすることがないよう留意されたい。

（※1）需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行ったり、代理サービスを他のサービスとセットで提供したりする需要家代理モデルが想定される。需要家代理モデルのガス小売事業に係る注意事項はガスの小売営業に関する指針を参照されたい。

（※2）消費者契約法上の「消費者」「事業者」の定義や各条文の解釈の基本については、消費者庁のホームページに掲載されている逐条解説を参照されたい。

2. 消費者契約に関する留意点

①ガス小売事業者と消費者との間で締結されるガスの小売供給契約、及び②ガスの需要家代理人となる事業者と消費者との間で締結される需要家代理契約には、消費者契約法の適用があると考えられる。その場合、事業者は、勧誘に際して以下の点に留意されたい。

(1) 小売供給契約について

ガス小売事業者が小売供給契約の締結について消費者の勧誘をするに際し、消費者に対して、当該小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件を告げなかったことにより、消費者が、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件が存在しないとの誤認をし、それによって当該小売供給契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、消費者契約法第4条第2項の規定に基づき、当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性がある。

ガス小売事業者はいかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない、ガス小売事業者に責めに帰すべき事由があっても一切損害賠償責任を負わない、又はガス小売事業者が故意又は過失があっても一切損害賠償責任を負わないといった条項は、債務不履行や不法行為による損害賠償責任の「全部を免除する事項」に該当し、消費者契約法第8条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、無効となることとされている。

ガス小売事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該ガス小売事業者にその解除権の有無を決定する権限を付与する条項は、消費者契約法第8条の2の規定に基づき、無効となることとされている。

消費者が小売供給契約を解約する際に高額な違約金を請求する条項が小売供給契約に含まれており、解除に伴う解約料の金額が当該事業者が生ずる「平均的な損害の額」を超える場合には、平均的な損害の額を超える部分が、消費者契約法第9条第1号の規定に基づき、無効となることとされている。

このほか、消費者契約法の適用がある場合は、勧誘に際して、

- ①重要事項について事実と異なることを告げること、
- ②消費者（被害者）が、事業者に退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず退去しないこと

など、ガス小売事業者の不当な勧誘行為があれば、消費者は、締結された契約を取り消すことができることとされている。

また、消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重するものであって、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項などの不当な契約条項は無効となることとされている。

さらに、上記のように、事業者により不当な勧誘行為がなされていたり、不当な契約条項が用いられていたたりする場合には、内閣総理大臣が認定した適格消費者団体が、その差止めを求めることができることとされている。

(2) 需要家代理契約について

代理事業者が代理契約の締結について消費者の勧誘をするに際し、消費者に対して、当該代理契約の締結によって小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料を告げなかったことにより、消費者が、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料が存在しないとの誤認をし、それによって当該代理契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、消費者契約法第4条第2項の規定に基づき、当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性がある。

代理事業者はいかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない、代理事業者に責めに帰すべき事由があっても一切損害賠償責任を負わない、又は代理事業者に故意又は過失があっても一切損害賠償責任を負わないといった条項は、債務不履行や不法行為による損害賠償責任の「全部を免除する事項」に該当し、消費者契約法第8条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、無効となることとされている。

代理事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該代理事業者にその解除権の有無を決定する権限を付与する条項は、消費者契約法第8条の2の規定に基づき、無効となることとされている。

消費者が代理契約を解約する際に高額な違約金を請求する条項が代理契約に含まれており、解除に伴う解約料の金額が当該事業者を生ずる「平均的な損害の額」を超える場合には、平均的な損害の額を超える部分が、消費者契約法第9条第1号の規定に基づき、無効となることとされている。

消費者が代理事業者を通さず、ガス小売事業者と直接契約を締結・変更・解約することを禁じる条項が代理契約に含まれている場合、消費者にとって誰と契約するかは本来自由であるにもかかわらず、契約相手の選択の自由を制限している点で「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」に該当し、消費者契約法第10条の規定に基づき、無効となる可能性がある。

契約期間を設定する際に、いわゆる顧客の囲い込みを目的として、長期間にわたり消費者を拘束する条項が代理契約に含まれている場合、当該条項は、「消費者の利益を一方的に害するもの」に該当し、消費者契約法第10条の規定に基づき、無効となる可能性がある。

このほか、消費者契約法の適用がある場合は、勧誘に際して、

- ①重要事項について事実と異なることを告げること、
- ②消費者（被害者）が、事業者に退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず退去しないこと

などの需要家代理人となる事業者の不当な勧誘行為があれば、消費者は、締結さ

れた契約を取り消すことができることとされている。

さらに、上記のように、事業者により不当な勧誘行為がなされていたり、不当な契約条項が用いられていたりする場合には、内閣総理大臣が認定した適格消費者団体が、その差止めを求めることができることとされている。

以上